

資 料 編

○ 関係機関の連絡先	88
○ 参集した職員の所掌事務	95
○ 避難実施要領のパターン	96
○ 生活関連等施設の安全確保措置（水道）	103
○ 奥出雲町国民保護対策本部 組織構成及び機能	104
○ 奥出雲町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	105
○ 各種様式	
・ 安否情報の収集・提供（様式第1号～様式第5号）	116
・ 被災情報の収集及び報告（救急・救助事故等即報第3号様式）	121
（被災情報の報告様式）	122
○ 関係法令等	
・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準	123
・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の 照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	130
・ 火災・災害等即報要領	133

○ 関係機関の連絡先

【指定行政機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町 1-6-1	T:03-6257-1268 F:03-5510-0658	
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-3581-0141 (内線 5772) F:03-3581-0744	
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-3581-0141 (内線 5772) F:03-3581-0744	
金融庁	総合政策局総務課	千代田区霞が関 3-2-1	T:03-3506-6021 F:03-3506-6267	中防電話：4312
消費者庁	総務課	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3507-9151 F:03-3507-9275	中防電話：4361 中防FAX：4369
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-5090 F:03-5253-5093	中防電話：4821
消防庁	国民保護・防災部 防災課 国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-7550 F:03-5253-7543	
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1	T:03-3592-5396 F:03-3592-7728	中防電話：5112 中防FAX：5141
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関 1-1-1	T:03-3592-2638 F:03-3592-6605	
外務省	大臣官房 総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1	T:03-5501-8059 F:03-5501-8057	
	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1	T:03-5501-8240 F:03-5501-8239	
財務省	大臣官房 総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3581-7934 F:03-5251-2163	中防電話：5313 中防FAX：5341
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3581-4161 F:03-3593-0401	
文部科学省	大臣官房 総務課 法令審議室	千代田区霞ヶ関 3-2-2	T:03-6734-2156 F:03-6734-3590	危機管理電話：44104
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	T:03-6734-3019 F:03-6734-3790	
文化庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	T:03-6734-2806 F:03-6734-3811	
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2	T:03-3595-2172 F:03-3503-0183	
農林水産省	大臣官房 文書課 災害総合対策室	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-0578 F:03-6744-7158	危機管理電話：46301 危機管理FAX：462
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-0578 F:03-6744-7158	
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-0578 F:03-6744-7158	
経済産業省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-1327 F:03-3501-1704	
資源エネルギー庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-2669 F:03-3501-2305	
中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-0459 F:03-3501-6805	

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
国土交通省	大臣官房 危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3	T:03-5253-8974 F:03-5253-8891	
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1	T:029-864-6900 F:029-864-1807	
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-8321 F:03-5253-1563	
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町 1-3-4	T:03-3214-7902 F:03-3211-2032	
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3	T:03-3591-9822 F:03-3580-8778	
環境省	大臣官房総 務課 危機管理室	千代田区霞が関 1-2-2	T:03-5512-5010 F:03-3591-5939	中防電話: 6111 中防FAX: 6141
原子力規制庁	長官官房 緊急事案対策室	港区六本木 1-9-9	T:03-5114-2121 F:03-5114-2183	中防電話: 5421
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚監部参事官付	新宿区市谷本村町 5-1	T:03-3268-3111 F:03-5225-3022 F:03-5229-2136	
防衛装備庁	長官官房 総務官付	新宿区市谷本村町 5-1	T:03-3268-3111 F:03-3268-3111	

【指定地方行政機関】（国の関係出先機関）

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
中国管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	広島市中区上八丁堀 6-30	T:082-228-6411 (内線 5521) F:082-228-3920	時間外 082-228-6412
中国総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島町 19-36	T:082-222-3371 F:082-221-0075	
中国財務局	総務部 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-221-9221 F:082-502-3688	直通 082-228-6804
松江財務事務所	総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎内	T:0852-21-5231 F:0852-26-3134	
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 2 階	T:082-223-8181 F:082-223-8155	
島根労働局	総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F	T:0852-20-7004 F:0852-20-7023	
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	T:086-224-4511 (内線 2123) 086-224-9400(夜) F:086-235-8115	
島根県拠点	地方参事官室	松江市東朝日町 192	T:0852-24-7311 F:0852-27-8858	
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋 1-8-75	T:06-6881-3402 F:06-6881-3415	
島根森林管理署	総務課	松江市内中原町 207	T:0852-24-5452 F:0852-24-5454	
中国経済産業局	総務企画部 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	T:082-224-5615 F:082-224-5640	
中国四国産業 保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 4 階	T:082-224-5753 F:082-224-5650	
中国地方整備局	企画部防災課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	T:082-511-6164 F:082-227-2651	

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
中国運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整官	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-228-3434 F:082-227-9797	
島根運輸支局		松江市馬潟町 43-3	T:0852-38-8111 F:0852-37-2030	
大阪航空局	総務部 安全企画・保安対策室	大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	T:06-6949-6212 F:06-6945-8460	
美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町 2064	T:0859-45-6111 F:0859-45-6128	
東京航空交通管制部	総務課	所沢市並木 1-12	T:04-2992-1181 F:04-2992-1925	
福岡航空交通管制部	総務課	福岡市東区大字奈多字 小瀬抜 1302-17	T:092-607-7111 F:092-607-0474	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	T:06-6949-6327 F:06-6949-6079	
松江地方气象台	防災管理官室	松江市西津田 7-1-11	T:0852-22-3784 F:0852-22-3827	
第八管区海上保安本部	総務部総務課	舞鶴市宇下福井 901	T:0773-76-4100(代) F:0773-76-4103	
境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町 9-1	T:0859-42-2531 F:0859-42-2531	
中国四国地方 環境事務所	総務課	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階	T:086-223-1577 F:086-224-2081	
中国四国防衛局	企画部 地方調整課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-223-8324 F:082-223-0336	

【自衛隊】○武力攻撃事態等において、連絡調整を担当する部隊の長

部隊等の長	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
陸上自衛隊 中部方面総監	防衛部	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	T:072-782-0001 (内線 2862) (当直 2259)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監	防衛部	舞鶴市宇余部下 1190	T:0773-62-2250 (内線 2222) (当直 2223)	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令官	防衛部	春日市原町 3-1-1	T:092-581-4031 (内線 2348) (当直 2203)	
自衛隊島根 地方協力本部長	総務課	松江市向島町 134-10	T:0852-21-0015 F:0852-21-0168	
自衛隊出雲駐屯地 第 1 3 偵察戦闘大隊長	第 3 係	出雲市松寄下町 1142-1	T:0853-21-1045 F:0853-21-1045	

【関係指定公共機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
日本放送協会	報道局 災害・気象センター	渋谷区神南 2-2-1	T:03-3465-1906 F:03-3465-1936	
	松江放送局 企画編成	松江市灘町 101-6	T:0852-32-0700 F:0852-32-0744	
西日本旅客鉄道(株)	企業倫理・リスク統括部	大阪市北区芝田 2-4-24	T:06-6376-2119 F:06-6375-8931	
	米子支社 総務企画課	米子市弥生町 2	T:0859-32-0255 F:0859-32-8028	
	出雲三成駅	奥出雲町三成 641	T:0854-54-1043 F:0854-54-1043	
	出雲横田駅	奥出雲町横田 1020	T:0854-52-1029 F:0854-52-1029	
全日本空輸(株)	ANA 山陰支店	米子市東町 171 米子第一生命ビル 5F	T:0859-35-0525 F:0859-35-0901	
	ANA 石見空港所	益田市内田町イ 597	T:0856-24-0030 F:0856-24-0031	
日本航空 (株)	経営企画本部 経営戦略部	品川区東品川 2-4-11	T:03-5460-3160 F:03-5460-3164	
中国ジェイアール バス(株)	総務部総務課	広島市南区松原町 1-6	T:082-261-0512 F:082-264-2546	
	島根支店	出雲市駅南町 1-8	T:0853-21-0537 F:0853-21-8608	
西日本ジェイアール バス(株)	総務部総務課	大阪市此花区北港 1-3-23	T:06-6466-9977 F:06-6466-7310	
日本通運(株)	業務部	港区東新橋 1-9-3	T:03-6251-1430 F:03-6251-6671	
	松江支店	松江市平成町 182-9	T:0852-21-0202 F:0852-21-0204	
佐川急便(株)	CSR推進部	京都市南区上鳥羽角田町 68 (東京本社)江東区新砂 2-2-8	T:03-3699-3340 F:03-3646-3977	
	中国支店 松江営業所	松江市平成町 182-41	T:0852-28-2662 F:0852-28-2676	
西濃運輸(株)	総務部	岐阜県大垣市田口町 1	T:0584-82-5000 F:0584-82-5040	
	日ノ丸西濃運輸 (株) 松江支店	松江市東出雲町出雲郷 1637-1	T:0852-52-4111 F:0852-52-4112	
福山通運(株)	業務部 (東京)	江東区越中島 3-6-15	T:03-3643-0292 F:03-3643-3730	
		松江市東津田町 1247	T:0852-26-3511 F:0852-23-3894	
ヤマト運輸(株)	CSR推進部	中央区銀座 2-16-10	T:03-3248-6732 F:03-3543-3361	
	三次主管支店 安全推進課	三次市東酒屋町 306-66	T:0824-62-5633 F:0824-62-1710	
西日本電信電話(株)	設備本部 サービスマネジ メント部 災害対策室	大阪市中央区馬場町 3-8 馬場町ビル 7F	T:06-4793-7741 F:06-6949-4630	
	島根支店	松江市東朝日町 102	T:0852-20-7695 F:0852-20-7921	

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
KDDI (株)	運用本部サービスコントロールセンター サービス運用グループ	新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル	T:03-3347-5538 F:03-3347-7679	
	中国総支社 管理部	広島市中区胡町 4-21 朝日生命広島胡町ビル 7F	T:082-242-0163 F:082-242-0434	
ソフトバンク (株)	総務本部 コーポレートセ キュリティ部	港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	T:03-6889-6601 F:03-6889-6603	
(株) NTT ドコモ 中国支社	ネットワーク部 災害対策室	広島市中区大手町 4-1-8	T:082-544-1910 F:082-544-2366	
	島根支店	松江市東朝日町 88-1	T:0852-25-6186 F:0852-32-2033	
中国電力 (株)	地域共創本部 総括・防災グループ	広島市中区小町 4-33	T:082-544-2764 F:082-504-7006	
	島根支社 総務グループ	松江市母衣町 115	T:0852-27-1113 F:0852-32-0620	
中国電力ネットワーク (株)	出雲ネットワークセンター	出雲市小山町 2 2 5	T:0853-21-6108 F:0853-21-6127	
日本郵便 (株)	総務部 リスク管理統括・ 危機管理・震災復興対策室	千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイスエタワー	T:03-3477-0572	
	中国支社 松江中央郵便局	松江市東朝日町 138	T:0852-21-3600 F:0852-25-3429	
独立行政法人国立病院 機構	本部 総務部 総務課	目黒区東が丘 2-5-21	T:03-5712-5050 F:03-5712-5081	
	中国四国グループ	東広島市西条町寺家 513	T:082-493-6606 F:082-493-6616	
西日本高速道路 (株)	保全サービス事業本部 危機管理防災課	大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ	T:06-6344-9298 F:06-6344-7186	
	中国支社 保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井 2-26-1	T:082-831-4453 F:082-831-4576	
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	港区芝大門 1-1-3	T:03-3437-7084 F:03-3435-8509	
	島根県支部 事業推進課	松江市内中原町 40	T:0852-21-4237 F:0852-31-2411	
日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	中央区日本橋本石町 2-1-1	T:03-3277-2148 F:03-3548-2317	
	松江支店 総務課	松江市母衣町 55-3	T:0852-32-1501 F:0852-32-2042	

【指定地方公共機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
(株) 山陰放送	コンテンツ局 報道部	米子市西福原 1-1-71	T:0859-22-5821 F:0859-33-4130	
山陰中央テレビジョン 放送 (株)	報道部	松江市向島町 140-1	T:0852-31-0107 F:0852-22-4490	
日本海テレビジョン 放送 (株)	報道制作部ニュースデスク	鳥取市田園町 4-360 (松江市袖師町 2-38)	T:0857-27-2152 F:0857-27-2191	
(株) エフエム山陰	放送部	松江市殿町 383	T:0852-27-9882 F:0852-27-5130	
(公社) 島根県トラック	総務企画部	松江市東朝日町 194-1	T:0852-21-4272	

協会			F:0852-22-4408	
名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
日本エアコミュニーター(株)	総務部総務人事グループ	鹿児島県霧島市溝辺町麓787-4	T:0995-58-2151 F:0995-58-3904	
一畑電車(株)	運輸部 営業課	出雲市平田町 2226	T:0853-62-3383 F:0853-62-3384	
一畑バス(株)	運行部	松江市西川津町 1656-1	T:0852-20-5200(代) F:0852-20-5201	
松江一畑交通(株)	営業部	松江市上東川津町 1238	T:0852-22-3681 F:0852-25-4334	
日ノ丸自動車(株)	業務部業務課	鳥取市古海 620	T:0857-22-5154 F:0857-22-5169	
(一社) 島根県LPガス協会		松江市母衣町 55-4	T:0852-21-9716 F:0852-27-8050	
(一社) 島根県医師会	業務課	松江市袖師町 1-31	T:0852-21-3454 F:0852-26-5509	
(公社) 島根県看護協会		松江市袖師町 7-11	T:0852-25-0330 F:0852-25-3157	

【県（出先機関を含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
島根県庁	防災部 防災危機管理課	松江市殿町 1	T:0852-22-5885 F:0852-26-5930	
東部県民センター	雲南事務所	雲南市木次町里方 531-1	T:0854-42-9501 F:0854-42-9649	
雲南県土整備事務所	総務課	雲南市木次町里方 531-1	T:0854-42-9586 F:0854-42-9653	
	仁多土木事務所	奥出雲町三成 555-4	T:0854-54-1251 F:0854-54-2039	
雲南警察署	警備課	雲南市三刀屋町三刀屋 124-2	T:0584-45-0110 F:0854-45-0110	
	三成広域交番	奥出雲町三成 198-5	T:0854-54-0110 F:0854-54-0110	
雲南保健所	総務担当	雲南市木次町里方 531-1	T:0854-42-9623 F:0854-42-9654	

【隣接市町】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
雲南市役所	防災部 防災安全課	雲南市木次町里方 521-1	T:0854-40-1027 F:0854-40-1029	
安来市役所	総務部 防災課	安来市安来町 878-2	T:0854-23-3074 F:0854-23-3152	
飯南町役場	防災危機管理室	飯石郡飯南町下赤名 880	T:0854-76-2211 F:0854-76-2221	
広島県庄原市役所	総務部 危機管理課	広島県庄原市中本町 1-10-1	T:0824-73-1111 F:0824-72-3322	
鳥取県日南町役場	総務課	鳥取県日野郡日南町霞 800	T:0859-82-1111 F:0859-82-1478	

【消防機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
雲南消防本部	通信指令課	雲南市木次町里方 1100-6	T:0854-40-0119 F:0854-42-2444	
	奥出雲消防署	奥出雲町三成 1392-89	T:0854-54-2166 F:0854-54-2155	
奥出雲町消防団	奥出雲町役場総務課	奥出雲町三成 385-1	T:0854-54-2505 F:0854-54-1229	

【その他の関係機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の連絡方法
日本郵便（株）	仁多郵便局	奥出雲町三成 407-4	T:0854-54-1100 F:0854-54-0090	
	横田郵便局	奥出雲町横田 943-11	T:0854-52-1000 F:0854-52-2431	
町立奥出雲病院	病院総務課	奥出雲町三成 1622-1	T:0854-54-1122 F:0854-54-1280	
奥出雲町社会福祉協議会仁多事務所		奥出雲町三成 260-1	T:0854-54-0800 F:0854-54-0801	
山陰中央新報	雲南支局	木次町里方 1007-3	T:0854-42-1491 F:0854-42-1491	
奥出雲町情報通信協会		奥出雲町三成 358-1	T:0854-54-2525 F:0854-54-2527	
(財)日本中毒情報センター	本部事務局	茨城県つくば市天久保 1-1-1	T:029-856-3566	

○【参集した職員の所掌事務】

体制（参集職員）	所 掌 事 務
① 総務課体制 （総務課職員）	○総務総合班 ・ 関連情報の収集・分析 ・ 各課の総合連絡調整 ・ 対策本部の設置・招集 ・ 被害総合受付・集計 ・ その他対策本部体制移行に必要な事項 ○消防防災班 ・ 消防・県・警察との連絡調整 ・ 消防関係初動対応 ・ 防災活動業務全般 ・ 町民安否情報収集・整理
② 緊急事態連絡室体制 （対策本部体制に準じその都度判断）	第3編第2章の1（3） 「奥出雲町対策本部の組織構成及び機能」のとおり
③ 奥出雲町国民保護対策本部体制 （全職員）	第3編第2章の1（3） 「奥出雲町対策本部の組織構成及び機能」のとおり

○ 避難実施要領のパターン（弾道ミサイル攻撃等屋内避難の場合）

避難実施要領				
奥出雲町長				
年 月 日 時 分現在				
屋内避難				
1 島根県からの避難指示の内容				
国の対策本部長は、K国による弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を〇〇時〇〇分に発令し、避難措置の指示を行った。 このため、弾道ミサイルが発射された際に住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。				
2 事態の状況				
発生時期	年 月 日 () 時 分			
発生場所				
実行の主体	K国			
事案の概要と被害状況	K国による弾道ミサイル発射の兆候			
今後の予測・影響と措置	発射後、10分ほどで着弾若しくは通過			
気象の状況	天気：	気温：	風向：	風速： m/s
3 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	町内全域			
避難先と避難誘導の方針	○ 屋内へ避難する。できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。 ○ これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受入に協力すること。 ○ 避難する施設は、避難所として指定されているか否かを問わない。 ○ なるべく建物等の中央部に避難すること。また、地階を有する建物等では、なるべく地階に避難すること。 ○ 余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まること。その際、なるべくガラス張りの建築物の下を避けること。			
避難開始日時	実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき。ただし、警報発令前であっても、各人がとるべき行動を必ず確認し、必要な準備を行うこと。			
避難完了予定日時	弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されてから5分以内			

4 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
5 事態の特性で留意すべき事項	
○ 防災行政無線、告知放送、緊急速報メール、警察、消防等による広報、自治会及び自主防災組織による個別伝達の情報に注意すること。 ○ 最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、運転免許証等の身分証明書などを用意しておくこと。 ○ 子供がいる場合は、不安解消のため玩具類を用意することが望ましい。 ○ 自力の歩行が困難な者については、同居する家族や、入所している施設の職員、町内会や自主防災組織が主体となり、屋内へ避難誘導すること。 ○ 化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止し、必要に応じ、テープ等で目張りを行い、外部から遮断された状態にすること。 ○ 弾道ミサイル発射の警報が発令されたときに車内にいる場合は、車両を道路外に止めて避難すること。 ○ 近くで弾道ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、町、消防、警察等に連絡し、着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。	
6 住民の行動	
○ 屋内避難の指示を受けた場合の対応 ・ 屋内にいる場合 - ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 - テレビ、ラジオ、スマートフォン等から情報収集に努める。 ・ 屋外にいる場合 - できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。	
7 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	○ 防災行政無線 ○ 奥出雲町告知放送 ○ 緊急速報メール ○ 警察、消防、職員による拡声器による広報 ○ 自治会及び自主防災組織による個別伝達
避難実施要領の伝達先	別紙伝達先一覧表による
8 緊急時の連絡先	
奥出雲町 国民保護対策本部 (総務課)	電 話：０８５４－５４－２５０５ FAX：０８５４－５４－１２２９

○ 避難実施要領のパターン（ゲリラ攻撃等による町域内・外避難の場合）

避難実施要領				
奥出雲町長				
年 月 日 時 分現在				
町域内避難及び町域外避難				
1 島根県からの避難指示の内容				
別添のとおり（略）				
2 事態の状況				
発生時期	年 月 日（ ）			時 分
発生場所	○○			
実行の主体	不明			
事案の概要と被害状況	○○付近に停車中の車両から時限式の爆発物が発見されました。 情報によると○○時○○分に爆発する計画になっている。			
今後の予測・影響と措置	爆発物への対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。			
気象の状況	天気：	気温：	風向：	風速： m/s
3 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	○○			
避難先と避難誘導の方針	○○の住民を、徒歩で○○以外の地域に避難させる。			
避難開始日時	○○年○○月○○日（○） ○○時○○分			
避難完了予定日時	○○年○○月○○日（○） ○○時○○分			
4 関係機関の措置等				
措置の概要	消防：現場の状況から半径○○m圏内の区域を消防警戒区域に設定 警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 鉄道：○○駅付近は運行停止 バス：○○駅付近は運行禁止			
連絡調整先	県対策本部：町職員を○名派遣 現地調整所：町職員を○名派遣 その他関係機関：連絡先は別紙のとおり（略）			

5 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性)	判明した爆破計画には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に除染等の特別な対応は必要ない。			
地域の特性	自主防災組織により隣組単位の行動が期待できる。 医療機関が所在するため、要援護者の避難には、医療機関や自主防災組織と連携して介助者を派遣して避難を行う。			
時期による特性	小中学校の児童生徒は帰宅している時刻となるため、学校からの避難は基本的に検討する必要はない。 雨が予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。			
6 避難者数 (単位 : 人)				
地区名				合計
避難者数 (計)	〇〇人 (住民数、買い物客数等)			
	うち要援護者数 〇〇人 (住民数、通院患者数)			
	うち外国人等の数 〇〇人 (住民数)			
7 避難施設				
避難先地域				合計
避難施設名				
所在地				
収容可能人数 (人)				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者	町本部 : 〇〇 避難所 : 〇〇	町本部 : 〇〇 避難所 : 〇〇		
その他留意事項等				
8 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他留意事項等				

9 避難手段		
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（要支援者用の車）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分の考え方		
その他の輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで町の保有車両による搬送を行う。
	その他（医療機関等）	要避難地域内の医療機関及び避難先地域の医療機関と調整し、救急車による搬送を行う。
10 避難経路		
避難に使用する経路		主な避難経路は、「国道〇〇線」とする。 詳細は別添地図のとおり
交通規制	実施者の確認	警察署
	規制に当たる人数	〇〇人程度
	規制箇所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	警察署
	警備に当たる人数	〇〇人程度
	警備箇所	交通規制を行った付近で警備を行う。
11 避難（誘導）方法		
地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難先	
	集合時間	
	その他（誘導責任者等）	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	
	その他（誘導責任者等）	

要援護者の 避難方法	誘導の実施単位	
	要援護者への支援事項	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	
11-2 職員の配置方法		
配置場所	○○前、○○前 主要な交差点（○○箇所）	
人数	○○前 ○人 ○○前 ○人 ○○交差点 ○人 計 ○○人 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。	
現地調整所	連絡要員を○名配置	
11-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員（○○人）、消防団員（○○人）	
時期	○○年○○月○○日（○） ○○時○○分	
場所	○○	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	○○年○○月○○日（○） ○○時○○分	
11-4 避難誘導時の食糧の支援 ・ 提供方法		
食事時間	避難施設にて提供	
食事場所	○○、○○	
提供する食事の種類	防災備蓄食料	
実施担当部署	○○課	
11-5 追加情報の伝達方法		

1 2 避難時の留意事項 （主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時は、金銭、貴重品、運転免許証等の本人が確認できるもの、最小限の着替えや日用品、その他非常持ち出し品等を携行する。
事態の特性	発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低い。
時期の特性	雨が予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。
一時集合場所での対応	
1 3 誘導に際しての留意事項 （職員）	
（心得 ・ 安全確保 ・ 服装等） 職員は冷静沈着に行動すること。 防災活動服、防災ベスト等の着用により、誘導員であること等の立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
1 4 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、告知放送、防災メールを用いて避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 自治会、自主防災組織の代表者には直接伝達
避難実施要領の伝達先	別紙 伝達先一覧表のとおり （略）
職員間の連絡手段	別紙 電話番号一覧表のとおり （略）
1 5 緊急時の連絡先	
奥出雲町 国民保護対策本部 （総務課）	電 話 ： 0 8 5 4 - 5 4 - 2 5 0 5 F A X ： 0 8 5 4 - 5 4 - 1 2 2 9

○ 生活関連等施設の安全確保措置（水道）

平成27年4月
厚生労働省

1 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池
(国民保護法施行令第27条第3号)

2 施設の特性

- (1) 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- (2) 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3 安全確保措置

- (1) 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備を強化する。
- (2) 水源の監視を強化する。
- (3) 水道施設の防護対策を確認する。
- (4) バイオアッセイ等による水質管理を徹底する。
- (5) 関連施設への来訪者、出入業者の管理を徹底する。
- (6) 備品、薬品等の管理を徹底する。
- (7) 施設関係図面等の管理を徹底する。
- (8) 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努める。
- (9) 緊急事における関係者に対する連絡体制を確認する。
- (10) 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認する。
- (11) 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認する。

※ 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

奥出雲町国民保護対策本部 組織構成及び機能

本 部 長 (町 長)

副 本 部 長 (副 町 長 ・ 教 育 長)

総合総務部長：総務課長 (消防防災担当)

議 会 部	部 長 議 会 事 務 局 長	① 災害時における議会対応 ② 各部所掌事務の応援
教 育 部	部 長 教 育 魅 力 課 長	① 児童生徒等の避難・被災状況等の把握及び応急対策 ② 各教育施設等の避難・被災状況調査及び復旧対策 ③ 各教育施設・県関係機関との連絡調整
出 納 部	部 長 出 納 課 長	① 災害関係費の執行 ② 各部所掌事務の応援
建 設 部	部 長 建 設 課 長	① 道路、河川、橋りょう等の被害状況調査及び応急措置 ② 応急仮設住宅の建設 ③ 県土整備事務所等関係機関との連絡調整
農 業 振 興 部	部 長 農 業 振 興 課 長	① 農業施設の被害状況調査及び応急措置 ② 県土整備事務所等関係機関との連絡調整 ③ 所管する第3セクターの施設被害調査及び応急処置
定 住 産 業 部	部 長 定 住 産 業 課 長	① 災害時における交通対策 ① 商業・観光施設等の被害状況調査及び応急措置 ③ 避難に係る輸送手段の確保対策
環 境 政 策 部	部 長 環 境 政 策 課 長	① 所管する発電所の施設被害調査及び応急措置 ② 林業施設の被害状況調査及び応急措置 ③ 所管する第3セクターの施設被害調査及び応急措置
水 道 部	部 長 水 道 課 長	① 上下水道施設の被害状況調査及び応急措置 ② 飲料水の確保 ③ 関係機関との連絡調整
福 祉 事 務 所	部 長 福 祉 事 務 所 長	① 障がい者・高齢者等の要配慮者の確認及び誘導 ② 福祉関係施設の被害状況調査及び応急措置
健 康 福 祉 部	部 長 健 康 福 祉 課 長	① 救護所の管理運営 ② 保健所・医療施設の被害状況調査及び応急措置 ③ 保健所・医療機関等関係機関との連絡調整
子 ども 家 庭 支 援 部	部 長 子 ども 家 庭 支 援 課 長	① 幼児園・保育施設等の被害状況調査及び応急措置 ② 幼児園・保育施設等との連絡調整及び支援活動 ③ 子育て支援施設等との連絡調整
町 民 部	部 長 町 民 課 長	① 避難所の管理運営及び食糧の確保 ② 町営・公営住宅施設の被害状況調査確認 ③ 食料・資材等の輸送及び配給 ④ 町民・安否情報収集・整理等 ⑤ 被災物等の廃棄物処理対策
税 務 部	部 長 税 務 課 長	① 家屋・多戸舎本部組織との連絡調整 ② 避難所の被害状況調査及び集計 ③ 物産・商業施設等の被害状況調査及び応急措置
政 策 企 画 部	部 長 政 策 企 画 課 長	① 災害時における交通対策 ② 所管する第3セクターの施設被害調査及び応急措置 ③ 各部所掌事務の応援
財 政 部	部 長 政 策 課 長	① 本部の財務措置 ② 国民の財産に係る財政措置 ③ 各部所掌事務の応援
総 務 部	部 長 総 務 課 長	① 対策本部の設置・招集・解散等 ② 住民に本部の連絡網の整備・調整 ③ 各班の連絡網の整備・調整 ④ 国・県・市町村の連絡調整 ⑤ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑥ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑦ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑧ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑨ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑩ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑪ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑫ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑬ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑭ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑮ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑯ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑰ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑱ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑲ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ⑳ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉑ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉒ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉓ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉔ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉕ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉖ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉗ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉘ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉙ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉚ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉛ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉜ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉝ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉞ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㉟ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊱ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊲ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊳ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊴ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊵ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊶ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊷ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊸ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊹ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊺ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊻ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊼ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊽ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊾ 消防・警察・消防団等の連絡調整 ㊿ 消防・警察・消防団等の連絡調整

奥出雲町特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

令和 2 年 1 2 月 2 5 日
奥出雲町告示第 182 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 特殊標章の交付等（第 5 条—第 9 条）
- 第 3 章 身分証明書の交付等（第 1 0 条—第 1 3 条）
- 第 4 章 保管及び返納（第 1 4 条・第 1 5 条）
- 第 5 章 濫用の禁止等（第 1 6 条・第 1 7 条）
- 第 6 章 雑則（第 1 8 条・第 1 9 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 1 7 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、奥出雲町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 1 5 8 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

（定義及び様式）

第 2 条 この告示において特殊標章とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この告示において身分証明書の様式は、様式第 1 号に定めるものとする。

（交付の対象者）

第 3 条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 1 6 条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次の各号に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員

(3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
(交付の手續)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗及び車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合は、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとま

がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対し、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書

の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続きは、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章

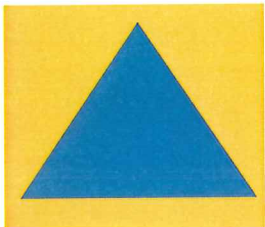
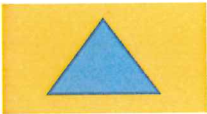
等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

第 19 条 町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課において行うものとする。

附 則

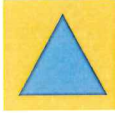
この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状 ・ 規 格	
腕 章	左腕に表示	【形状】 	①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ④材質は合成樹脂とする。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例；奥出雲町 1 ）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	【規格】 ○ 腕章  10cm 45cm	
車両章	車両の両側面及び後面に表示	○ 帽章（ヘルメット）  6cm 6cm	
	航空機の両側面に表示	○ 旗  70cm 100cm ○ 車両章  22cm 52cm	

様式第 1 号（第 2 条関係）

表面

	奥出雲町長 The Mayor of Okuizumo	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civie defence personnel		
氏 名 Name _____		
生年月日 Date of birth _____ 年 月 日		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as _____		
交付等の年月日 _____ 年 月 日 証明書番号 _____ Date of issue _____ No. of card _____		
許可権者の署名 _____ Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日 Date of expiry _____ 年 月 日		

裏面

身 _____ 長 _____ cm _____ Height	眼の色 _____ Eyes	頭髪の色 _____ Hair
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information		
_____ _____ _____ 血液型 Blood type _____ _____		
所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)		
印章 Stamp	所持者の署名 Signature of holder	

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏 名 (漢字)	氏 名 (ローマ字)	生年月日	資 格	交付 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の 色	頭髪 の色	血液 型	その他 の特徴	標章の使用	返納日	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

奥出雲町長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） ----- （ローマ字） -----	生年月日（西暦） -----年-----月-----日
申請者の連絡先 住所：〒 ----- ----- 電話番号：----- E-mail：-----	写 真 縦4×横3cm （身分証明書交付 の場合のみ）
識別のための情報（身分証明書の交付の場合のみ記載） 身長：-----cm 眼の色：----- 頭髪の色：----- 血液型：-----（Rh因子-----）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
（標章の交付の場合のみ記載）

（許可権者使用欄）

資 格：

証明書番号：----- 交付年月日：-----年-----月-----日

有効期間の満了日：-----年-----月-----日

返納日：-----年-----月-----日

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
奥出雲町長 殿	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

奥出雲町長 殿 申 請 者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____	年 月 日
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

○ 各種様式（第6章安否情報の収集・提供）
様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

○ 各種様式（第6章安否情報の収集・提供）
様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

○ 各種様式（第6章安否情報の収集・提供）
様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長） 年 月 日 申 請 者 住所（居所）_____ 氏名 _____ 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 _____														
備 考															
照会に係る者を特定するために必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">出生の年月日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">男 女 の 別</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。） </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 日 本 その他（ ） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他個人を識別するための情報</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）	その他個人を識別するための情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男 女 の 別															
住 所															
国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）														
その他個人を識別するための情報															
※ 申請者の確認															
※ 備 考															

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

○ 各種様式（第6章安否情報の収集・提供）

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

○ 火災・災害等即報要領

第1 総則 4 報告方法及び様式

(1) 様式 イ 救急・救助事故即報・・・第3号様式

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	
	計 人	{ 重 傷 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 傷 人（ 人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内数で記入すること。

(注) 第1報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
奥 出 雲 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 令和 年 月 日

（2）発生場所 仁多郡奥出雲町〇〇 （北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住家被害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
奥出雲町							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の地区名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地区名	年月日	性別	年齢	概 況

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成二十五年十月一日内閣府告示第二百二十九号)

最終改正：平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度 及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

- 第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に

定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次ぎに掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十九万七千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第 二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適応があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十九万七千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の

指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百四十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯 の額	二人世帯 の額	三人世帯 の額	四人世帯 の額	五人世帯 の額	世帯員数が六人の以上一人を増 すごとに加算する額
夏季	一万八千 五百円	二万三千 八百円	三万五千 百円	四万二千 円	五万三千 二百円	七千八百円
冬季	三万六 百円	三万九 千七百 円	五万五 千二百 円	六万四 千五百 円	八万二 千二百 円	一万二 千二百 円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （１）診療
- （２）薬剤又は治療材料の支給
- （３）処置、手術その他の治療及び施術
- （４）病院又は診療所への収容
- （５）看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （１）分べんの介助
- （２）分べん前及び分べん後の処置
- （３）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであるこ

と。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つば及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万千三百円以内、小人十六万八千九百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十八万四千円以内とすること。

（学用品の給与）

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千四百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 四千七百元

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千百元

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することが

できること。

- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万五千四百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成二十七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項 に規定する個人番号カードその他法律又はこれ

に基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

３ 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一六日総務省令第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ

二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

様式第1号 （第1条関係）

様式第2号 （第1条関係）

様式第3号 （第2条関係）

様式第4号 （第3条関係）

様式第5号 （第4条関係）

火災・災害等即報要領

〔 昭 和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官 〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告

を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故について

は第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、

調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）

を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったものの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、
原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に
あったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射
線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高い
と認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大き
く取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)
について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取
り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明
した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において
発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域にお
いて同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ
き救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) (月 日 時 分) 鎮 火 日 時
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	全 焼 棟 } 計 棟 焼損 半 焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぽ や 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)		
			重症	人 (人)		
			中等症	人 (人)		
			軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
		消 防 本 部 (署)	台 人			
		消 防 団	台 人			
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人			
		海 上 保 安 庁	人			
		警 戒 区 域 の 設 定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
		使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。